

# 青森県報

第九十六号

令和元年  
十二月十三日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

○令和元年中小企業等労働条件実態調査の実施……………  
(労働・能力  
開発課 ……一)

### 出 先 機 関

○公共測量の実施……………  
(監 理 課 ……一)

○土地改良区の定款変更の認可……………  
(中 南 地 域  
民 局 ……二)

○土地改良区の役員の退任……………  
(三 八 地 域  
民 局 ……二)

○土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………  
(西 北 地 域  
民 局 ……二)

## 告 示

### 青森県告示第四百九十六号

令和元年中小企業等労働条件実態調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

令和元年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 調査の目的

県内の民間中小企業等の労働条件実態を明らかにし、安定した労使関係の構築のための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査対象の範囲

県内に所在する民営の事業所

報告を求める事項及びその基準となる期日

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 事業所の現状（事業内容、労働者数、外国人労働者の受入状況、労働組合の有無）

(二) 勤務制度・労働時間制度（勤務時間制度・労働時間制度の導入状況、非正規労働者の正規化、労働時間の把握方法）

(三) 休暇制度（年間休日数、年次有給休暇及びその他の有給休暇制度）

(四) 育児休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の育児支援のための制度）

(五) 子の看護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(六) 介護休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績、その他の介護支援のための制度）

(七) 介護休暇制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(八) 育児・介護休業者の代替職員

(九) 病気休職・病気休業制度（就業規則等の定めの有無、利用実績）

(十) 働き方改革（働き方改革の認知度、必要性、取組状況、課題、必要な行政支援）

2 報告を求める基準となる期日は、令和元年十二月三十一日とする。

#### 四 報告を求める者

県内に所在する民営の事業所のうち産業分類別に無作為抽出した千事業所とする。

#### 五 報告を求めるとに用いる方法

調査票の送付及び記入済調査票の回収を郵送により行う郵送調査とする。

#### 六 報告を求める期間

令和元年十二月十四日から令和二年一月二十日までとする。

### 青森県告示第四百九十七号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和元年十二月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（水準測量）

三 測量の期間

令和元年十二月九日から令和二年二月二十九日まで

四 測量の地域

青森地区復旧測量（一級水準点一四七Aの移転）

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、津軽平川土地改良区の定款の変更を令和元年十二月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和元年十二月十三日

中南地域県民局長 小 野 正 人

土地改良区の役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の変更があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和元年十二月十三日

三八地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 区分	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	松原 健夫	三戸郡三戸町大字豊川字上村中七	令和元・二・三〇

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、十三湖土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十三日

西北地域県民局長 平 野 義 一

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 定款の写し

二 縦覧の期間

令和元年十二月十六日から令和二年一月二十日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所  
中泊町役場

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭
------------------------------------	---	--------------------------------